

土地所有者の皆さんへ 安易な土地の提供はやめましょう

市では、土砂等による土地の埋立て、盛土について必要な規制を行うことにより、災害の発生および土壌の汚染などを未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的に、「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を11月1日に施行します。

この条例は、土砂等により土地の埋立て、盛土（一時堆積を含む）を行う事業に、許可申請が必要となり、事業者・工事施工者の責務および土地所有者の責務を明確にしました。

悪質業者の誘いに 気をつけましょう

悪質な業者に、「いい土があるので、農地を耕作しやすいうちに運んでやる。お礼もする」などと誘われ、同意してしまつて、悪い土や、産業廃棄物などを、山のように積まれてしまう被害が発生しています。

新しい条例では、盛つた土によって、生活環境の悪化や、汚染・土砂の崩落などが発生した場合、地主（土地所有者）も責任を問われます。原状回復命令を受け、従わないと、悪質業者

と同様に、氏名も公表されます。また、田に盛土して他の用途に変更した場合、固定資産税や相続税が高騰する場合もあります。

「親が変われば、子どもも変わる運動」 推進講演会を開催

青少年をめぐる問題が深刻化しているなか、親・大人が自らを振り返り、家庭や学校、さらに地域全体で、次の世代を担う青少年の健全育成を目的に開催します。どなたでも自由に参加できます。皆さんのお越しをお待ちしています。

※託児を希望する方は、11月9日（金）までに生涯学習課へご連絡ください。（無料）

▼日時：11月17日（土）

・受付開始は、午後1時から

・開演は、午後1時30分から

・会場：きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館

▼入場料：無料

▼共催：青少年育成つくばみらい市市民会議／つくばみらい市PTA連絡協議会／土浦地区

青少年育成市民会議連絡会

▼講師：幸島 美智子氏（元警

視庁警察官・少年犯罪予防委員代表）

所有者が同意をして埋立てをした土地には、市は関与できなくなりません。「だまされた」ではすみませんので、十分注意してください。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58-2111（内線8135）

「親が変われば、子どもも変わる運動」 推進講演会を開催

視庁警察官・少年犯罪予防委員代表）

▼内容：子どもの心とどう向き合うか「自殺・いじめ問題への対応」をテーマに講演します。

問 青少年育成つくばみらい市民会議事務局（教育委員会生涯学習課内） ☎ 58-2111（内線9315）

家屋を取壊したら、連絡を！

固定資産税は、1月1日に、土地・家屋を所有している方に1年分の税金が課税されます。

そのため、年内に家屋（居宅・店舗・倉庫・物置・車庫・外便所など）を取壊し（一部取壊しも含む）ても、年内中に連絡がない場合には、来年度も引き続き、課税されたままとなつてし

まいます。取壊した家屋への課税を防ぐためにも、取壊しをした場合には、すぐにご連絡ください。連絡後、職員が取壊しの確認に伺います。

問 伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111（内線1137）

秋季全国火災予防運動 11月9日（金）～15日（木）

『消すまでは出ない行かない離れない』

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた場所で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、燃えにくい製品（防災製品）を使用する。

- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力を体制をつくる。

住宅用火災警報器を 設置しましょう！

消防法によりすべての住宅に設置が義務付けられました。住宅火災の逃げ遅れ者を無くすためにも、設置しましょう。

- 設置が必要な場所
 - ・寝室
 - ・階段の上部（2階以上に寝室がある場合）

悪質な訪問販売にご注意を！

消防署の職員が、住宅を訪問して住宅用火災警報器を販売することは絶対にありません。

問 つくばみらい消防署 ☎ 58-0111／つくばみらい消防署谷和原出張所 ☎ 25-3119／つくばみらい消防署東部出張所 ☎ 52-1190